



発行日 2023.2.5

発行者 瀬良社会保険労務士・FP事務所

代表 瀬良孝司

第 8 波はおさまりつつあるように思いますが、寒波が列島をふるえさせています。いろんな波が寄せたり、引いたりとなかなか落ち着かない世の中ですね。近年、ご承知のとおり地球温暖化が進んでいますが、これに起因しているのでしょうか、気候の変動が大きいです。

さて、2月号をお届けします。特集に「確定申告の主な変更点」を掲載しました。どうぞご参考ください。



節分草【新城市石雲寺】2023.2.1 撮影

### 【INDEX】

- 健康保険に関する最新情報  
協会けんぽの各種申請書（届出書）の様式変更について 1
- 雇用に関する最新情報  
令和 4 年障害者雇用状況と実雇用率算定方法の改正について 2
- 年金に関する最新情報  
令和 5 年度の年金額改定について 2
- 特集  
2023 年確定申告の主な変更点について 3
- 日経新聞拾い読み  
首相、少子化対策 3 本柱 施政方針演説 4
- PRIVATE 4  
どうする家康「桶狭間」「大高城」

## ■ 健康保険に関する最新情報

### 協会けんぽの各種申請書（届出書）の様式変更について

協会けんぽでは、より分かりやすくすること、より記入しやすくすること、より迅速に給付金を支払うことを目的として、2023 年 1 月から各種申請書と届出書の様式が変更されています。

健康保険給付関係
傷病手当金支給申請書
療養費支給申請書（立替払等）
療養費支給申請書（治療用装具）
限度額適用認定申請書
限度額適用・標準負担額減額認定申請書
高額療養費支給申請書
出産手当金支給申請書
出産育児一時金支給申請書
出産育児一時金内払金支払依頼書
埋葬料（費）支給申請書
特定疾病療養受療証交付申請書

任意継続関係
任意継続被保険者資格取得届出書
任意継続被保険者被扶養者（異動）届
任意継続被保険者資格喪失届出書
任意継続被保険者氏名 生年月日 性別 住所 電話番号変更（訂正）届

被保険者証等再交付関係
被保険者証再交付申請書
高齢受給者証再交付申請書

※旧様式でも使用できますが、事務処理等に時間を要するようですので、新様式を使用することをお勧めします。新様式は、協会けんぽのホームページからダウンロードできます。

## ■雇用に関する最新情報

### 令和4年障害者雇用状況と実雇用率算定方法の改正について

#### ■雇用障害者数、実雇用率が過去最高

厚生労働省は、民間企業や公的機関などにおける、令和4年6月1日時点の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめ、公表しました。

民間企業（障害者雇用促進法において義務付けられている43.5人以上の規模：法定雇用率2.3%）の雇用障害者数は、61万3,958.0人（対前年比2.7%増、対前年差1万6,172.0人増）、実雇用率2.25%（対前年比0.05ポイント上昇）と、いずれも過去最高を更新しています。

また、法定雇用率達成企業の割合は、48.3%（対前年比1.3%増）となっています。なお、法定雇用率未達成企業は、5万5,684社でそのうち障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）は3万2,342社で、未達成企業に占める割合は58.1%となっています。

#### ■精神障害者の雇用が増加

雇用者を障害種別で見ると、身体障害者は35万7,767.5人（対前年比0.4%減）、知的障害者は14万6,426.5人（同4.1%増）、精神障害者は10万9,764.5人（同11.9%増）と、特に精神障害者の伸び率が大きくなっています。

その理由として、平成30年4月から精神障害者の雇用が義務化され、雇用者は今も増加傾向となっていることが挙げられます。しかし、精神障害者は、身体障害者や知的障害者に比べて長時間安定して働くことが難しく、職場定着率が低いことが課題となっています。

## ■年金に関する最新情報

### 令和5年度の年金額改定について

#### ■改定内容

法律の規定に基づき、次のとおり引き上げになります。

○新規裁定者(67歳以下の人)⇒2.2%の引き上げ

○既裁定者(68歳以上の人)⇒1.9%の引き上げ

#### 【令和5年度の新規裁定者の年金額の例】

<新規裁定者(67歳以下の人)>

	令和4年度	令和5年度
国民年金 (※1)	64,816円	66,250円 (+1,434円)
厚生年金 (※2)	219,593円	224,482円 (+4,889円)

<既裁定者(68歳以上の人)>

	令和4年度	令和5年度
国民年金 (※1)	64,816円	66,050円 (+1,234円)

※1 老齢基礎年金(満額)1人分

※2 平均的な収入(賞与含む平均標準報酬43.9万円)で40年間就業した場合に受取始める年金の給付水準(老齢厚生年金と夫婦2人分の基礎年金)

#### ■年金額の改定ルール

##### ○名目手取り賃金変動率>物価変動率>0の場合

・新規裁定者⇒名目手取り賃金変動率を使用

・既裁定者⇒物価変動率を使用

<令和5年度の場合>

物価変動率2.5% 名目手取り賃金変動率2.8%

#### ■短時間労働者の実雇用率算定方法の見直し

そこで政府は、「短時間（週所定労働時間が20時間以上30時間未満）であれば働ける」という精神障害者の就労機会を拡大するため、一定の要件を満たした場合に、従来1人あたり0.5ポイントとカウントするところを1ポイントとカウントする特例措置を設けました（令和4年度末までとされていたが省令の改正で延長予定）。

また、改正障害者雇用促進法では、週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者および重度知的障害者を雇用した場合についても、雇用率を1人あたり0.5ポイントとしてカウント（予定）することとしました（令和6年4月までに施行予定）。

#### 【雇用率制度における算定方法】

週所定労働時間	30H以上	20H以上 30H未満	10H以上 20H未満
身体障害者	1	0.5	—
重度	2	1	0.5
知的障害者	1	0.5	—
重度	2	1	0.5
精神障害者	1	0.5(※)	0.5

※一定の要件を満たす場合は、0.5でなく、1をカウントする措置が、令和4年度までとされていましたが、延長予定

#### ○マクロ経済スライド

・令和5年度のマクロ経済スライドによる調整▲0.3%

・前年度までの未調整分▲0.3%

よって、令和5年度の年金額の改定率は

新規裁定者⇒ $2.8 - 0.3 - 0.3 = 2.2\%$

既裁定者⇒ $2.5 - 0.3 - 0.3 = 1.9\%$

※名目手取り賃金変動率は、2年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率に前年の物価変動率と3年度前の可処分所得割合を加算したものです。このため新規裁定者を67歳以下としています。

#### ■ご参考

##### ○賃金>0>物価の場合

新規裁定者⇒賃金変動率 既裁定者⇒物価変動率

##### ○0>賃金>物価の場合

新規裁定者⇒賃金変動率 既裁定者⇒物価変動率

##### ○0>物価>賃金の場合

新規裁定者、既裁定者とも賃金変動率を使用

##### ○物価>0>賃金の場合

新規裁定者、既裁定者とも賃金変動率を使用

##### ○物価>賃金>0の場合

新規裁定者、既裁定者とも賃金変動率を使用

※年金は、世代間の仕送りであることから、現役世代の負担能力が低下しているときは、賃金変動に合わせて改定されます。

2023年版確定申告の主な変更点について

今年も確定申告の時期が来ました。給与所得のみの方は、年末調整で完了していますが、個人事業主、給与所得以外の所得のある人、医療費控除等を受けたい人などは、確定申告することになります。2023年度(2022年分の申告)の変更点についてご案内します。

■確定申告書類の変更

○「申告書A」が廃止され、新様式に統合

「申告書A」は、会社員や年金受給者が、住宅ローン控除や医療費控除などを目的に確定申告を行う際に使用する簡易版のような位置付でしたが、一本化された「確定申告書」を使用します。

○第五表の廃止と第一表の追加

修正申告する場合に使用していた第五表が廃止され、第一表に追加された修正申告欄に修正後の金額を記入することになります。

○収支内訳書が「雑所得(業務)」の申告に対応

個人事業主の場合、白色申告においては「収支内訳書」を確定申告書に添付して提出します。従来から事業所得や不動産所得などで必要とされてきましたが、これに加えて一定の雑所得についても収支内訳書の提出が必要となります。

※業務にかかる雑所得(副業の収入などで、営利を目的とした継続的なもの)について、前々年度の売上高が1000万円を超えていた場合に収支内訳書の提出が必要

【令和3年分まで】

申告書A		申告書B		別表			
第一表	第二表	第一表	第二表	分離 第三表	損失 第四表(一) 第四表(二)		修正 第五表

【令和4年分から】

廃止	申告書		別表			廃止
	第一表	第二表	分離 第三表	損失 第四表(一) 第四表(二)		

■退職所得金額の計算方法の一部改正

○短期退職手当等

これまで退職金の税負担を軽減するため、(収入金額－退職所得控除額)×1/2とする2分の1課税が適用されていましたが、勤続年数5年以下の従業員に対する退職金は、「短期退職手当等」とされ、300万円を超える部分については、2分の1課税が適用されません。

【(収入金額－退職所得控除額)≤300万円の場合】

$$\text{退職所得の額} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1 / 2$$

【(収入金額－退職所得控除額)>300万円の場合】

$$\text{退職所得の額} = 150\text{万円} + \{ \text{収入金額} - (300\text{万円} + \text{退職所得控除額}) \}$$

■住宅ローン控除の適用期限・借入限度額等の見直し

○住宅ローン控除の適用期限を4年間延長

○借入限度額が省エネ性能に応じて細分化

○住宅ローン控除率が1%⇒0.7%へ

○控除期間は、新築住宅13年間、中古住宅10年間

※2022年1月1日～2023年12月31日までに入居した場合に適用されます。

○所得要件が合計所得金額2000万円以下に引き下げ

※合計所得金額3000万円⇒2000万円

	区分	借入限度額	年間最大控除額	控除率	控除期間	
新築	長期優良住宅	5000万円	35万円	0.7%	13年間	
	認定低炭素住宅					
	ZEH水準省エネ住宅					
	省エネ基準適合住宅					
	一般住宅	3000万円	21万円			
中古	長期優良住宅	3000万円	21万円		0.7%	10年間
	認定低炭素住宅					
	ZEH水準省エネ住宅					
	省エネ基準適合住宅					
	一般住宅	2000万円	14万円			



## ■日経新聞拾い読み

### 首相、少子化対策 3 本柱 施政方針演説 (2023.1.24)

#### 財源に社会保険料想定 成長なき対策に限界

岸田文雄首相は 23 日、衆参両院の本会議で施政方針演説に臨んだ。最重視する少子化対策を児童手当など経済支援の拡大、子育てサービスの充実、働き方改革の 3 本柱で進めると表明した。財源の一部は社会保険料を想定する。財政支出を中心とする対策には限界があり、経済成長による賃上げや制度改革、インフラ整備を含めた総合的な取り組みが必要となる。

1 人の女性が生涯に産む子どもの数を示す合計特殊出生率は 2021 年に 1.30 と 6 年連続で低下した。22 年の出生数は統計開始後、初めて 80 万人を割り込む見通しだ。

今回の対策は児童手当や保育などのサービス拡充といった財政支出が前面に出ている。給付やインフラ整備だけでなく、賃上げなどで若い世代が将来展望を持てるようにすることも欠かせない。

首相は効果が薄かった過去の対策を念頭に演説で「年齢・性別を問わず、皆が参加する従来とは次元の異なる少子化対策を実現する」と強調した。働き方や暮らし方を含めた社会全体の意識改革をめざすという意味だ。(中略)

少子化は人口減を加速させ、社会保障や労働、地域社会の担い手不足による国力低下をもたらす。首相は「社会機能を維持できるかどうかの瀬戸際」だと危機感を表した。(中略)

実現に向け「各種社会保険との関係」などを工夫すると説明した。政府内では年金や医療などの保険制度から少しずつ拠出して財源に充てる案はあるが、保険料引き上げのような負担増だけでまかなうのは限界がある。

高齢者に偏る社会保障制度の改革や効果の薄い補助金の見直しなどによる「賢い支出」に加えデジタルや脱炭素といった成長戦略と一体の取り組みが不可欠となる。(後略)

施政方針演説で、少子化対策をメインに出したことは、最重要課題としていることの現れで、期待します。しかも、「効果が薄かった過去の対策」と言い切っています。さらに、「次元の異なる少子化対策を実現する」と強調しています。これまで、選挙対策のために(意見はあると思いますが、私はそう思います。)、高齢者への対策が重要視されてきました。もちろん、高齢者対策も必要ですが、若い世代への対策は、これからの日本を背負っていくのですから、もっともっと大切なことと考えます。ひいては今後の生産力を高め国力を強くすることだと思っています。

## □PRIVATE

### どうする家康 「桶狭間」「大高城」

NHK 大河ドラマ「どうする家康」をご覧になっている方も多いかと思いますが、第 1 回で放送された「桶狭間」「大高城」「丸根砦」「鷲津砦」は、自宅から徒歩圏内です。翌日、午後から 3 時間ほど歩いて巡ってきました。「麒麟が来る」でも登場しましたね。桶狭間古戦場跡は、名古屋市と豊明市の 2 か所あります。名古屋市の方が古戦場跡(桶狭間古戦場公園)で、豊明市側に今川義元の出陣した本陣(桶狭間古戦場伝説地)があります。

愛知県には、徳川家にまつわる名所、旧跡がたくさん残っています。もちろん岡崎城は言うまでもありませんが、徳川美術館も代表格でしょうか。名古屋市内には大須観音や名古屋東照宮、豊田市に松平東照宮、鳳来山東照宮などなどがあります。ドラマは、人気俳優が主人公ということもありますが、普段歴史に興味のない娘が、見ているようです。(笑) 史実に忠実かどうかはわかりませんが、次の展開がどうなるのか、楽しみです。



桶狭間古戦場公園



義元戦士の地



大高城跡



### 瀬良社会保険労務士・FP事務所

代表 瀬良 孝司

〒458-0826

名古屋市緑区平子が丘 3 0 2 9

TEL 052-623-8769 090-9910-2988

FAX 052-623-8769

E-mail [mount-like94@ksh.biglobe.ne.jp](mailto:mount-like94@ksh.biglobe.ne.jp)

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~sr-sera/> (事務所 HP)

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~yamasaki-serappe/> (PRIVATE)